

君津市議会の概要



令和7年度

内容

I	市章、市の木、市の花、都市宣言、マスコットキャラクター、特産品.....	1
1	市章.....	1
2	市の木「キャラボク」.....	1
3	市の花「ミツバツツジ」.....	1
4	都市宣言.....	1
5	マスコットキャラクター.....	1
6	特産品.....	1
II	市勢.....	2
1	市制施行.....	2
2	位置及び面積.....	2
3	地勢.....	2
4	人口.....	3
5	産業別人口.....	3
6	人口密度（1 k m ² 当たり）.....	3
III	財政状況.....	4
1	当初予算.....	4
(1)	各会計当初予算額.....	4
(2)	議会費.....	5
2	一般会計歳入の内訳.....	5
3	一般会計歳出の内訳（性質別）.....	5
4	経常収支比率.....	6
5	財政力指数（3か年平均）.....	6
6	実質収支比率.....	6
7	実質公債費比率.....	6
8	将来負担比率.....	6
9	ラスパイレス指数（各年度4月1日現在）.....	6
IV	議会.....	7
1	議員.....	7
(1)	議員定数.....	7
(2)	会派別議員数.....	7
(3)	年齢別議員数.....	8
2	歴代正副議長.....	8
3	市議会議員選挙結果.....	10
4	議会棟平面図.....	11

(1) 市役所本庁舎 8 階.....	11
(2) 市役所本庁舎 9 階.....	12
5 議会構成.....	13
(1) 組織・構成.....	13
(2) 常任委員会.....	13
(3) 議会運営委員会.....	14
(4) 特別委員会.....	15
(5) 議会全員協議会.....	15
(6) その他会議.....	16
(7) 各種議員団.....	16
6 その他.....	17
(1) 議員期末手当.....	17
(2) 議長交際費.....	17
(3) 費用弁償.....	17
(4) 特別職報酬等.....	17
(5) 政務活動費.....	17
(6) 視察旅費.....	18
(7) 議会の傍聴.....	18
(8) 議会だより.....	18
(9) 議会用車両.....	18
V 議会運営.....	19
1 本会議.....	19
VI 議会改革・議会活性化.....	21
VII 議会事務局.....	27
1 所掌事務.....	27
2 事務局体制.....	27

I 市章、市の木、市の花、都市宣言、マスコットキャラクター、特産品

1 市章

君津市の頭文字「キ」をおおらかに翼を張った鳥型にデザインしたものです。円形の翼は市の「和」と「飛躍・発展」を意味します。

2 市の木「キャラボク」

昭和45年の君津町合併を記念して町民の皆様から意見の募集を行い制定されました。昭和46年の合併で君津市が誕生した後も引き続き市の木とされています。

3 市の花「ミツバツツジ」

市制10周年を記念して昭和56年3月に、市民の皆様から意見の募集を行い定められました。市では、「ミツバツツジ保護条例」を制定し、ミツバツツジの保護を進めたり、市民の皆さんなどと力をあわせて、ミツバツツジの里づくりを推進しています。



市章



市の木「キャラボク」



市の花「ミツバツツジ」

4 都市宣言

- ・青色申告都市宣言（昭和55年）
- ・平和都市宣言（平成2年）
- ・健康都市宣言（平成23年）
- ・環境グリーン都市宣言（令和3年）

5 マスコットキャラクター

市の花、ミツバツツジをモチーフにした君津市のマスコットキャラクターです。

市内に広がる房総丘陵の豊かな森の中に住み、湖のほとりや川べりに遊びに来る、元気でかわいらしい小さな動物。それが、きみぴよんです。

美しい緑と清らかな水に囲まれつつ住みやすい環境にも恵まれた“きみつ”の象徴です。

6 特産品

カラー、小糸在来®（大豆）、地酒、自然薯、卵 など



II 市勢

1 市制施行

昭和46年9月1日 ※県内で25番目

2 位置及び面積

本市は、東京の50km圏内にあり、千葉県の中南部に位置し、東京湾に面している。東部は市原市、大多喜町、西部は富津市、南部は鴨川市、北部は木更津市に隣接している。面積は市原市に次いで県内第2位である。

位置（君津市役所）		面積	標高		広ぼう		周囲	海岸線
東経	北緯		最高	最低	東西	南北		
139° 54'	35° 19'	318.78km ²	379.0m	0.5m	27.3km	22.6km	118.2km	9.0km



3 地勢

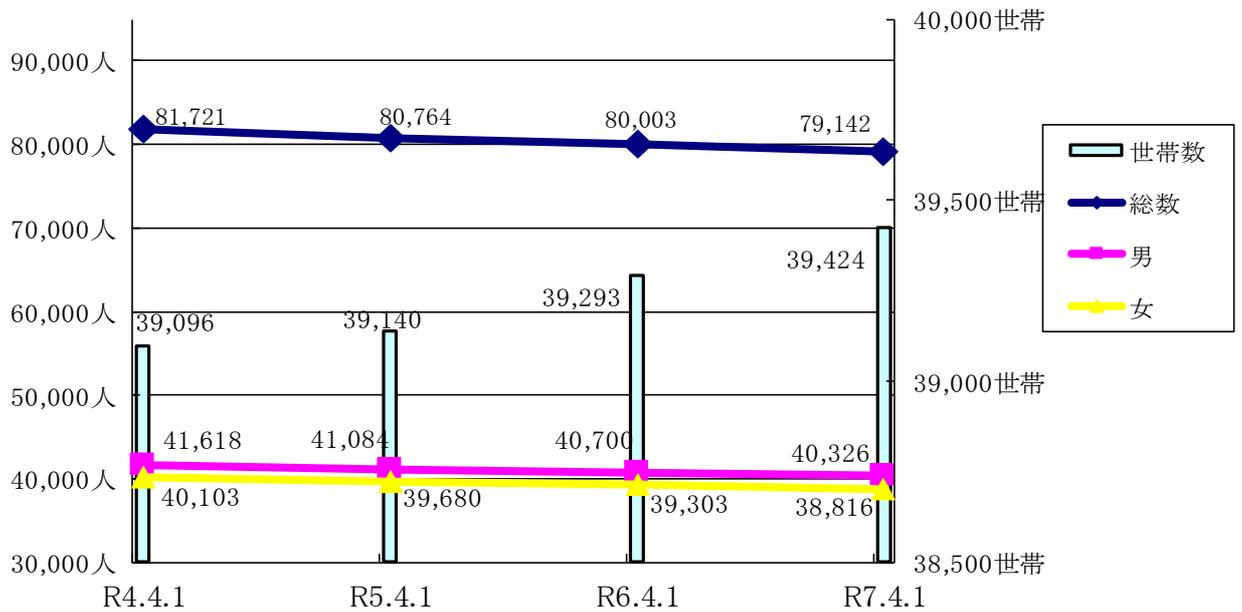
周囲は118.2km、面積318.78km²に及ぶ広大な市域を有し東部及び中央部に源を発する小櫃川（77.0km）と小糸川（65.3km）がそれぞれ東京湾に流れ入っている。東南部地帯は、房総の屋根を代表する鹿野山、清澄山系の元清澄山などの山脈が連なり、山と谷の壮大な展望が見られ、中部地帯は平坦な沃野で水利に恵まれ、県下でも有数の穀倉地帯で豊かな緑の田園風景がひらけ、東京湾に面した地域は京葉臨海工業地帯の南部拠点として製鉄を中心とする工業地帯である。

4 人口

人 口	総数	79,142人
	男	40,326人
	女	38,816人
世帯数		39,424世帯

(令和7年4月1日現在)

人口・世帯数の推移



君津市の人口は平成7年国勢調査の93,216人をピークに減少

5 産業別人口

産業別	人 口	構成比	産業別	人 口	構成比
第1次	1,461人	3.58%	分類不能	1,674人	4.10%
第2次	11,853人	29.02%			
第3次	25,853人	63.30%	合 計	40,841人	100%

(令和2年国勢調査)

6 人口密度 (1 km²当たり)

257.9人 (令和2年国勢調査)

Ⅲ 財政状況

1 当初予算

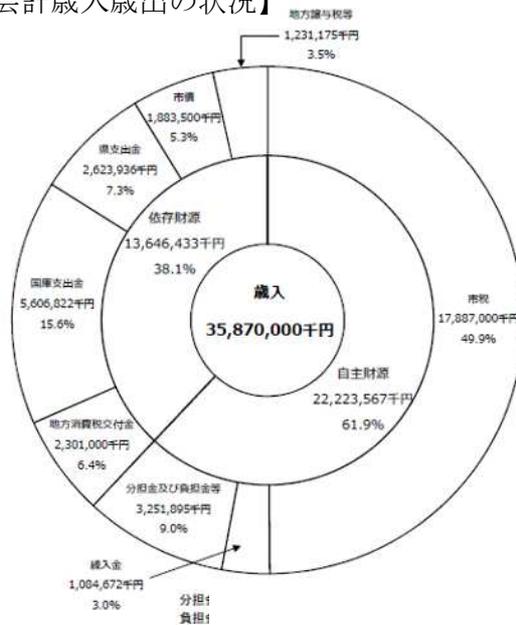
(1) 各会計当初予算額

区 分	令和7年度	令和6年度	増減率
総 額	53,009,073千円	53,788,891千円	-1.4%
一般会計	35,870,000千円	35,630,000千円	0.7%
特別会計	17,092,000千円	18,113,000千円	-5.6%
農業集落排水事業会計	47,073千円	45,891千円	2.6%

※令和6年度から農業集落排水事業は公営企業会計に移行（令和5年度までは特別会計）

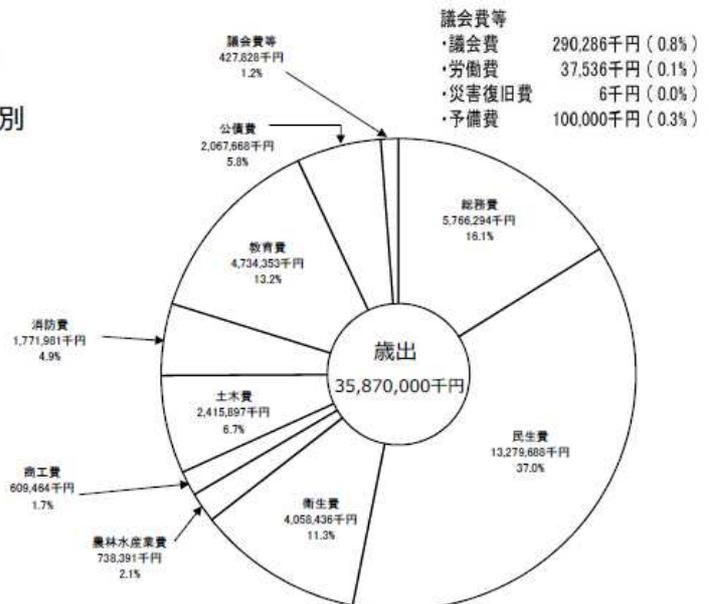
※特別会計…国民健康保険会計、介護保険会計、後期高齢者医療会計

【一般会計歳入歳出の状況】



【歳出】

○目的別



(2) 議会費

令和7年度	令和6年度	増減率
290,286千円	290,553千円	-0.1%

○一般会計に占める割合【()内は令和6年度】
0.8% (0.8%)

2 一般会計歳入の内訳

区 分		令和7年度	構成比
自主財源		22,223,567千円	61.9%
	(1) 市税	17,887,000千円	49.9%
	(2) 使用料手数料	425,121千円	1.2%
	(3) 寄附金	366,002千円	1.0%
	(4) 繰入金	1,084,672千円	3.0%
	(5) その他	2,460,772千円	6.8%
依存財源		13,646,433千円	38.1%
	(1) 各種譲与税交付金等	3,531,175千円	9.9%
	(2) 地方交付税	1,000千円	0.0%
	(3) 国県支出金	8,230,758千円	22.9%
	(4) 市債	1,883,500千円	5.3%
合 計		35,870,000千円	100.0%

3 一般会計歳出の内訳 (性質別)

区 分		令和7年度	構成比
経常的経費		30,116,099千円	84.0%
	義務的経費	18,986,393千円	53.0%
	(1) 人件費	8,568,530千円	23.9%
	(2) 扶助費	8,350,195千円	23.3%
	(3) 公債費	2,067,668千円	5.8%
	物件費等	11,129,706千円	31.0%
投資的経費		2,800,088千円	7.8%
そ の 他		2,953,813千円	8.2%
合 計		35,870,000千円	100.0%

4 経常収支比率

令和5年度決算	令和4年度決算	令和3年度決算
94.1%	94.9%	89.9%

5 財政力指数（3か年平均）

令和5年度決算	令和4年度決算	令和3年度決算
1.00	1.02	1.03

6 実質収支比率

令和5年度決算	令和4年度決算	令和3年度決算
6.4%	5.8%	11.9%

7 実質公債費比率

令和5年度決算	令和4年度決算	令和3年度決算
4.2%	3.4%	3.3%

8 将来負担比率

令和5年度決算	令和4年度決算	令和3年度決算
30.9%	27.8%	27.7%

9 ラスパイレス 指数（各年度4月1日現在）

令和5年度	令和4年度	令和3年度
99.7	99.4	100.3

IV 議会

1 議員

(1) 議員定数

条例定数22人	現員数22人
---------	--------

※市制施行時 定数36人

※君津市議会の議員の定数を減少する条例

- (1) 昭和58年8月臨時会で定数を32人に減少する条例を可決。
昭和58年9月18日の一般選挙から施行。
- (2) 昭和62年8月臨時会で定数を30人に減少する条例を可決。
昭和62年9月20日の一般選挙から施行。
- (3) 平成11年8月臨時会で定数を28人に減少する条例を可決。
平成11年9月19日の一般選挙から施行。

※君津市議会の議員の定数を定める条例

- (1) 平成12年3月定例会で定数を28人とする条例を可決。
- (2) 平成15年6月定例会で定数を24人とする条例を可決。
平成15年9月の一般選挙から施行。
- (3) 平成29年6月定例会で定数を22人とする条例を可決。
令和元年9月の一般選挙から施行。

(2) 会派別議員数（令和7年4月1日現在）

会 派	議 員 数
令 和 新 政	7人
創 政 会	7人
き み つ 未 来	3人
公 明 党	3人（1人）
諸 派（日本共産党）	1人
諸派（希望にみらい）	1人（1人）

（ ）内数は女性議員数

(3) 年齢別議員数 (令和7年4月1日)

年 齢	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	平均
人 数	2人	4人	6人	5人	5人	57.18歳

2 歴代正副議長

【議長】

	氏 名	就退年月日
1	原 四郎治	就退 S45. 9. 28 S46. 9. 27
2	榎 本 直	就退 S46. 10. 7 S50. 9. 27
3	島 田 和 助	就退 S50. 10. 7 S52. 9. 28
4	駒 文 和	就退 S52. 9. 28 S54. 9. 27
5	守 清次郎	就退 S54. 10. 20 S56. 9. 21
6	鈴 木 武	就退 S56. 9. 21 S58. 9. 27
7	大 野 清	就退 S58. 10. 20 S60. 9. 30
8	黒 川 福 男	就退 S60. 9. 30 S62. 9. 27
9	作 本 登志夫	就退 S62. 10. 22 H 1. 9. 26
10	池 田 宏	就退 H 1. 9. 26 H 3. 9. 27
11	高 橋 茂 雄	就退 H 3. 10. 28 H 5. 9. 27
12	村 田 英 保	就退 H 5. 9. 27 H 7. 9. 27
13	溝 口 辰 造	就退 H 7. 10. 26 H 9. 9. 30

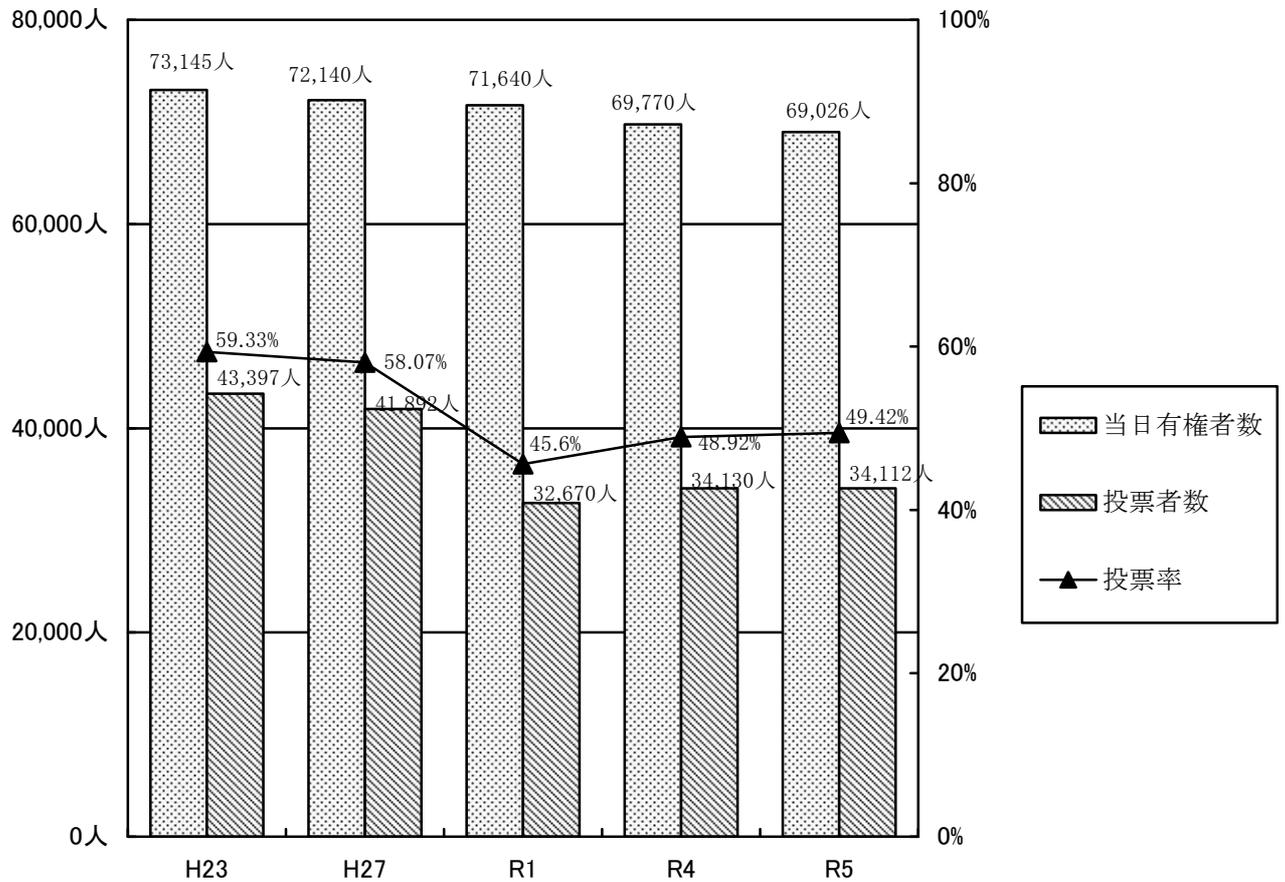
【副議長】

	氏 名	就退年月日
1	鳥 飼 繁 光	就退 S45. 9. 28 S46. 9. 27
2	榎 本 美 文	就退 S46. 10. 7 S50. 9. 27
3	鈴 木 久 夫	就退 S50. 10. 7 S52. 9. 28
4	平 野 興志雄	就退 S52. 9. 28 S54. 9. 27
5	川 名 傳 市	就退 S54. 10. 20 S56. 9. 21
6	黒 川 福 男	就退 S56. 9. 21 S58. 9. 27
7	池 田 宏	就退 S58. 10. 20 S60. 9. 30
8	田 丸 康	就退 S60. 9. 30 S62. 9. 27
9	宮 崎 達 也	就退 S62. 10. 22 H 1. 9. 26
10	山 口 誠 治	就退 H 1. 9. 26 H 3. 9. 27
11	溝 口 辰 造	就退 H 3. 10. 28 H 5. 9. 27
12	藤 沢 祐 一	就退 H 5. 9. 27 H 6. 12. 22
13	長谷川 貞次郎	就退 H 6. 12. 22 H 7. 9. 27

14	宮原謙二郎	就退 H 9. 9. 30 H10. 12. 17
15	藤沢祐一	就退 H10. 12. 17 H11. 3. 12
16	石崎實	就退 H11. 3. 12 H11. 9. 27
17	白熊禎輔	就退 H11. 10. 21 H13. 9. 26
18	飯妻英夫	就退 H13. 9. 26 H14. 12. 20
19	鴫田剛	就退 H14. 12. 20 H15. 9. 27
20	奥倉文雄	就退 H15. 10. 22 H17. 9. 26
21	鴫田剛	就退 H17. 9. 26 H19. 9. 27
22	篠森政則	就退 H19. 10. 25 H21. 9. 25
23	加藤健吉	就退 H21. 9. 25 H23. 9. 27
24	小林喜久男	就退 H23. 10. 28 H25. 9. 27
25	安藤敬治	就退 H25. 9. 27 H27. 9. 27
26	安藤敬治	就退 H27. 10. 21 H29. 9. 28
27	鈴木良次	就退 H29. 9. 28 R 1. 9. 27
28	鴫田剛	就退 R 1. 10. 25 R 3. 7. 26
29	三浦章	就退 R 3. 9. 2 R 5. 9. 27
30	小倉靖幸	就 R 5. 10. 23

14	若鍋静江	就退 H 7. 10. 26 H 9. 12. 19
15	飯妻英夫	就退 H 9. 12. 19 H10. 11. 17
16	高橋和夫	就退 H10. 12. 2 H11. 9. 27
17	鳥飼昭夫	就退 H11. 10. 21 H13. 9. 26
18	奥倉文雄	就退 H13. 9. 26 H14. 12. 20
19	宮末年泰	就退 H14. 12. 20 H15. 9. 27
20	榎本貞夫	就退 H15. 10. 22 H17. 9. 26
21	大瀬洋	就退 H17. 9. 26 H19. 9. 27
22	岡部順一	就退 H19. 10. 25 H21. 9. 25
23	小林喜久男	就退 H21. 9. 25 H23. 9. 27
24	磯貝清	就退 H23. 10. 28 H25. 9. 27
25	三浦章	就退 H25. 9. 27 H27. 9. 27
26	小倉靖幸	就退 H27. 10. 21 H29. 9. 28
27	池田文男	就退 H29. 9. 28 R 1. 9. 27
28	保坂好一	就退 R 1. 10. 25 R 3. 9. 2
29	奈良輪政五	就退 R 3. 9. 2 R 5. 9. 27
30	高橋明	就 R 5. 10. 23

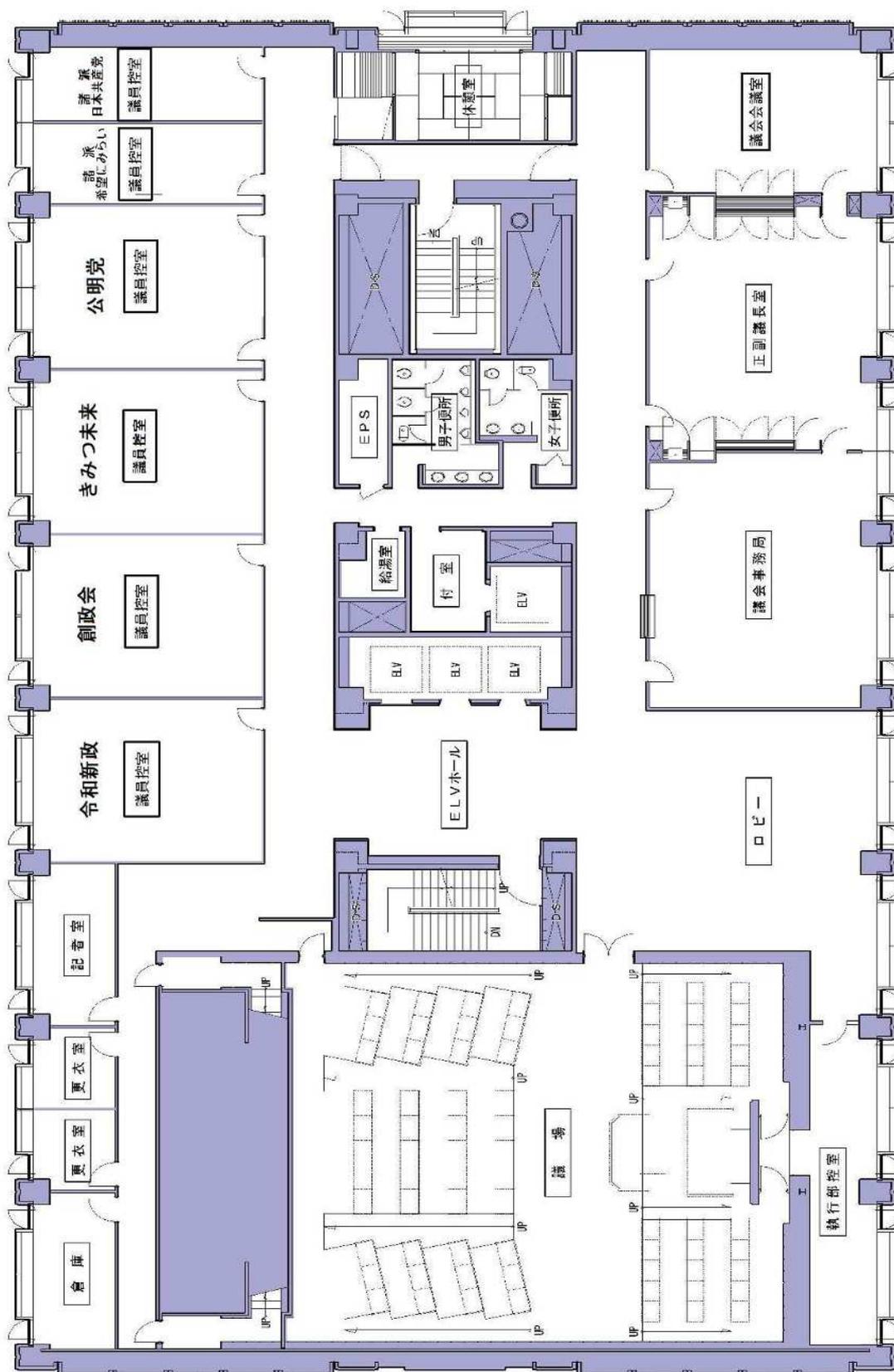
3 市議会議員選挙結果



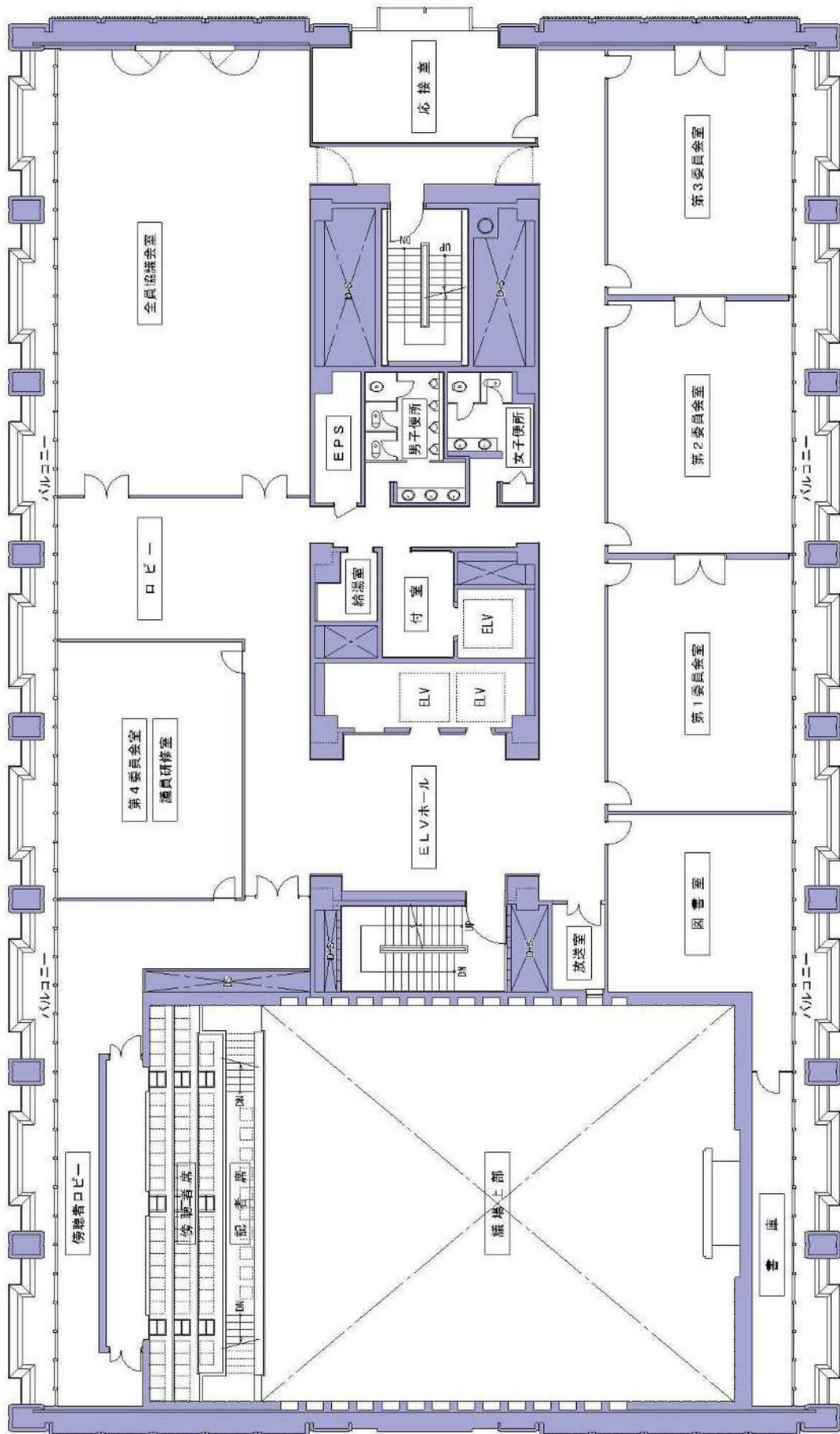
	H23.9.25	H 26.10.26 (補欠選挙)	H27.9.13	R1.9.22	R4.10.23 (補欠選挙)	R5.9.24
当日有権者数 (人)	73,145	72,409	72,140	71,640	69,770	69,026
投票者数 (人)	43,397	無投票	41,892	32,670	34,130	34,112
投票率 (%)	59.33		58.07	45.60	48.92	49.42

4 議会棟平面図

(1) 市役所本庁舎8階

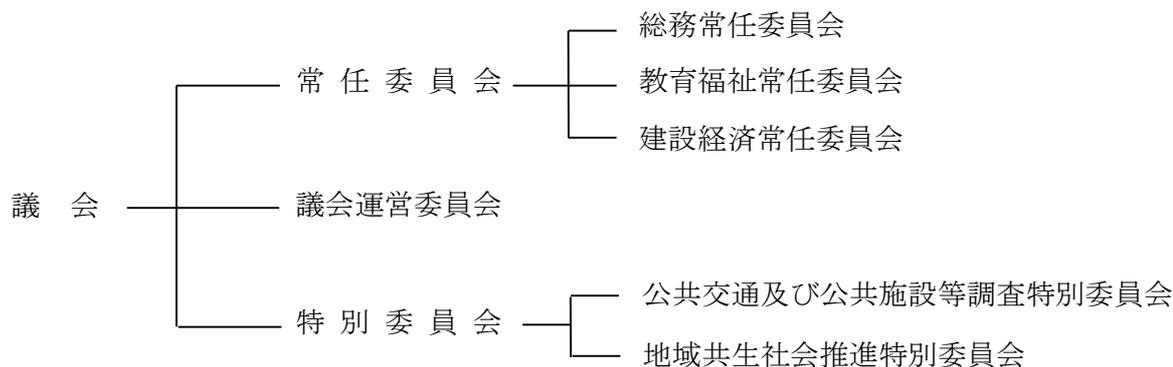


(2) 市役所本庁舎9階



5 議会構成

(1) 組織・構成



(2) 常任委員会

委員会名	定数	所管事項
総務常任委員会	8人	総務部、企画政策部、財政部、市民生活部、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会、議会事務局、消防本部・署の所管に属する事項及び他の常任委員会の所掌に属しない事項
教育福祉常任委員会	7人	福祉部、健康こども部、教育委員会の所管に関する事項
建設経済常任委員会	7人	経済環境部、建設部、農業委員会事務局の所管に関する事項

項目	内容
任期	2年
委員の選出方法	会派代表者会議で協議、内定したものを議長が会議に諮って指名する。
正副委員長の選出	委員会において互選する。
説明員の出席範囲	所管の部課長（市長、副市長は出席しない。）
質疑の制限回数	なし
委員長報告の内容	議案に対する質疑、答弁、討論及び審査結果を報告する。
傍聴の取り扱い	委員長の許可を得た者。

(3) 議会運営委員会

定数	10名以内						
任期	2年						
委員の選出方法	<p>委員は、3名以上の会派の所属議員数により、選出される。なお、副議長及び3名未満で構成する会派の議員は、委員外議員（オブザーバー）として出席することができる。</p> <p>＊選出基準</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>3名以上～6名未満</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>6名以上～9名未満</td> <td>2名以内</td> </tr> <tr> <td>9名以上</td> <td>3名以内</td> </tr> </table> <p>◆定数の調整は最大会派において調整し、不都合が生じる場合は、会派代表者会議に諮って決定する。【議運内規】</p> <p>◆委員の選出については、原則として各常任委員長並びに会派代表者をあてるものとする。【議運申し合わせ事項】</p>	3名以上～6名未満	1名	6名以上～9名未満	2名以内	9名以上	3名以内
3名以上～6名未満	1名						
6名以上～9名未満	2名以内						
9名以上	3名以内						
委員会開催日	定例会……招集日7日前 臨時会……招集日3日前						
執行部の出席	あり						
議案説明者	総務部長、財政部長						
議案の配布	議案目録を資料として配布する。						
会期中における追加議案の取り扱い	議会運営委員会を開催し諮る。						

(4) 特別委員会

委員会名	定数	設置日	委員の選出方法
決算審査特別委員会	11人 (令和6年度)	第3回定例会で設置し、会期中に委員会審査を行い、最終日に報告する。	会派代表者会議で協議、内定したものを議長が会議に諮って指名する。
予算審査特別委員会	11人 (令和6年度)	第1回定例会で設置し、会期中に委員会審査を行い、最終日に報告する。	
公共交通及び公共施設等調査特別委員会	11人	令和6年5月31日 定例会招集日に設置	
地域共生社会推進特別委員会	10人		

(5) 議会全員協議会

構成員	全議員
目的	地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場。 市政または議会運営に関する重要事項等について、報告または協議等を行う。
招集権者	議長

(6) その他会議

会派代表者会議	各会派間の意思の調整を図るため、正副議長及び会派の代表者をもって構成し、必要があった場合その都度開催する。 *協議事項 (1) 会派に関すること (2) 市政に対する新しい問題の処理について (3) 一般選挙後、議会運営委員会が設置されるまでの議事運営について (4) 議会が行う行事及び処遇について (5) 議会議員の人事について (6) 各種委員会・審議会委員の推薦について (7) 議員控室の取り扱いについて (8) 議席の割り振りについて (9) その他会派の連絡調整に関すること
先進地視察報告会	各常任委員会による先進地視察及び政務活動費による調査研究の結果について、議員相互の共通理解を深め、市議会からの積極的な政策提言等を行うため、4月及び10月に開催する。

(7) 各種議員団

議員会	(1) 研修会、情報交換会等を開催する。 (2) 研修に要する参考書等の購入及び斡旋を行う。 (3) 議員間の交流・後援に関する事項を行う。 (4) 会員への傷病見舞金及び弔慰金等の給付及び特に必要と認められた者への弔慰金等の給付を行う。
日伯友好議員会	1974年からブラジル国サンパウロ州リオクラーロ市と友好関係を深めるとともに、小櫃小学校・上総小学校・上総小櫃中学校とサンパウロ市にある松柏学園・大志万学院が日伯交流事業を展開し友好関係を築いている。議会においてもブラジル国と文化交流等を進め、友好関係を深めることを目指すもので、本趣旨に賛同する議員を構成員とする。 (1) ブラジル国との友好関係を深めるための事業 (2) 小櫃小学校・上総小学校・上総小櫃中学校と松柏学園・大志万学院の日伯交流を推進するための事業 (3) サンパウロ州リオクラーロ市との親善交流に関する事業 (4) その他必要な事業

6 その他

(1) 議員期末手当

令和7年度	4.6月
支給率 6月	2.3月
12月	2.3月

(2) 議長交際費

令和7年度予算額	令和6年度予算額
50万円	80万円

(3) 費用弁償

日 当	1人1日 3,000円	宿泊を伴う場合
宿 泊 費	1人1泊 14,800円	定額14,800円に満たない場合は実費を支給
雑 費	1人1日 300円	近隣市への旅行の場合は支給しない。 県外は600円支給
鉄道賃、車賃等	実費を支給	自動車の場合は1kmあたり30円支給 ※本会議出席者や法令に基づく委員会出席者及び出張者に支給

(4) 特別職報酬等

議 長	530,000円
副議長	470,000円
議 員	450,000円

市 長	950,000円
副市長	800,000円
教育長	700,000円

危機管理監	630,000円
-------	----------

(平成5年4月1日施行)

(5) 政務活動費

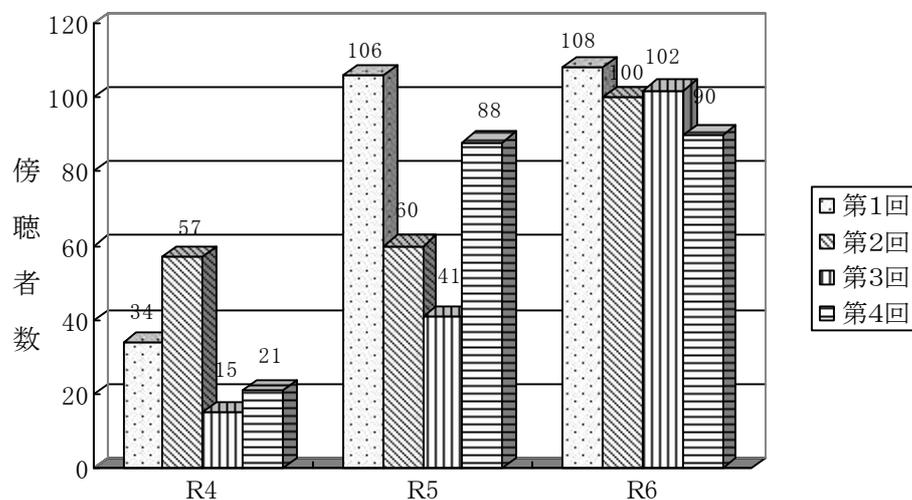
交 付 対 象	会派（所属議員が1人の場合も含む）
交 付 額	議員1人あたり月額20,000円
調査研究費の用途区分	(1) 調査研究費 (2) 研修費 (3) 広報費 (4) 広聴費 (5) 要請・陳情活動費 (6) 会議費 (7) 資料作成費 (8) 資料購入費 (9) 人件費 (10) 事務所費

(6) 視察旅費

行政視察旅費	常任委員会	1人 10万円 + 1委員会 4万5千円	平成14年4月1日 改定
	議会運営委員会	1人 10万円 + 1委員会 4万5千円	
	特別委員会	1人 8万円	
海外視察旅費	平成10年度以降、実施していない。		

(7) 議会の傍聴

定員	72人
----	-----



(8) 議会だより

名称	きみつ市議会だより
発行	年4回発行 ※通常は年4回だが、改選年は年5回。
発行部数	1回あたり28,000部程度
議会だより編集委員会	議員5名で構成(副議長、議会運営委員長、各常任委員長)
その他	令和元年6月定例会(8月1日発行)よりA4判へ変更

(9) 議会用車両

議会用車両使用規程に基づき、議長用務のほか、常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会の公務活動、また、本会議の決定を受け、派遣が決定した議員の公務活動や議会事務局の所掌事務に関する活動等で使用する。

V 議会運営

会期の内定	<p>会期は、付議事件等を考慮し、議会運営委員会において協議のうえ、内定する。</p> <p>議会運営委員会は、本会議招集日のおおむね7日前に開催する。</p> <p>なお、毎年1月に議会運営委員と特別委員会委員長の合同会議を開催し翌年度の定例会の会期日程について協議し、あらかじめ内定することとした。</p>
定例会の日程	<p>議案上程・説明 → 一般質問 → 議案の質疑 → 委員会付託 → 委員会審査 → 委員長報告・質疑・討論・採決（請願・陳情を含む）</p> <p>※第1回は開会日の初日に市長の施政方針を行う。</p> <p>※各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定する。</p>

1 本会議

会議時間	<p>本会議の開議時刻は、通常の場合、午前10時としているが、最終日は午後2時開議とすることが慣例である。</p> <p>なお、会議時間の延長は、議会運営委員会に諮ることなく議長の発議により会議に諮り決定する。</p>	
議案の審議方法	<p>予算案</p>	<p>当初予算は、予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託して審査する。</p> <p>補正予算は、所管の常任委員会に分割付託し審査する。</p>
	<p>決 算</p>	<p>決算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託して審査する。</p>
	<p>条例案</p>	<p>所管の常任委員会に付託し審査する。</p>
	<p>その他の議案</p>	<p>所管の常任委員会に付託し審査する。</p>
委員会付託を省略することを例とする案件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事に関する案件 ・ 意見書及び決議案件 ・ その他議会運営委員会が認めた案件 	
動議	<p>一般動議</p>	<p>提出者のほかに3人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。</p>
一般質問	<p>質問の通告</p>	<p>質問の通告は、議会事務局にて受け付けるものとし、受付開始日は議会運営委員会の3日前の午後1時とし、次の日の正午を締め切りとする。</p>

	質問内容の記入	大綱、細目、要旨を記入する。
	質問形態	代表質問と個人質問とする。ただし、代表質問は第1回定例会のみとする。 なお、代表質問については、同一会派で質問時間の範囲内において、通告に従い2人以内の関連質問を認めるものとする。
	発言の順序	代表質問は大会派順、個人質問は通告書受付順とする。
	質問時間の制限及び質問回数	代表質問は答弁を含め90分以内、個人質問は答弁を含め60分以内とし、質問回数は制限しない。
	質問場所	最初は登壇して行い、2回目以降は質問席にて行う。
	無通告の取り扱い	許可していない。
市長提出議案	質疑の通告制	原則として通告制である。
	質疑の回数制限	1議題につき3回までとする。
	討論の通告制	原則として通告制である。
請願	提出期限	原則、議会運営委員会開催日（招集日7日前）の前々日までに来局のうえ提出されたものを審議する。
	請願の取り扱い	本会議上程→紹介議員の説明→質疑→委員会付託→委員会審査→委員長報告→委員長報告に対する質疑→討論→採決→請願者に結果報告
陳情	提出期限	請願と同じ。
	陳情の取り扱い	請願に準じる。
	郵送による陳情の取り扱い	受理するも議員配布とする。
議席の決定	会派代表者会議で協議し、所属会派別に定める。	

VI 議会改革・議会活性化

年度	項目	内容
平成21年度	議会広報	一般質問の掲載に関し、質問者の顔写真を掲載 (平成21年第1回定例会から。H21.4.30 発行)
	議場改修	質問席を設置(平成21年第1回定例会から) 議場内のバリアフリー化 (平成21年第4回定例会から)
	会議録	常任委員会の会議録を段階的に順次公開
	その他	本会議を除く会議等の出席について、夏期におけるノーネクタイを可とした。 (平成21年第2回定例会から。議運申し合わせ事項 H21.6.1 改正)
平成22年度	政務活動費	政務活動費支出マニュアルを作成(H22.4.1 施行) 年額20万円から36万円とした。(H22.3.31 条例改正)
平成23年度	情報発信	市役所1階ロビーでの本会議ライブ中継を開始 (平成23年第2回定例会から)
	議会運営	陳情及び請願に関し、付託委員会における紹介議員及び請願者、または陳情者の趣旨説明の機会を付与 (議運内規・H23.8.9 改正)
平成24年度	議会広報	・タブロイド判4ページ(2色刷り)からA4判10ページ・12ページ(4色刷り)に変更。 ・常任委員会の行政視察、研修報告の掲載(平成24年第2回定例会から・H24.8.1 発行分から)
	情報発信	ホームページでの議員紹介に顔写真を追加 (H24.9 から)
平成25年度	議会広報	予算縮減に向け、表裏表紙以外をモノクロ印刷に変更 (平成25年第1回定例会・H25.5.1 発行分から)
	政務活動費	政務活動費支出マニュアルを改訂(H25.4.1 施行) 日当及び行政視察時の食費に関する支出を中止

年度	項目	内容
平成26年度	政策提言	<p>各議員が先進事例の情報を共有するとともに、市議会の機能をより向上させるべく、視察報告会を開始。 (対象：各常任委員会及び各会派が実施した行政視察。)</p> <p>→報告について、先進地視察報告検討会（各常任委員会の正副委員長と各会派の代表者による10名で構成）において調査・研究を進め、選出された事業に関する部会を設置し、詳細な調査研究を行い、全議員へのプレゼンテーションの結果、全員の賛同を得た事業を市へ提言。</p> <p>平成26年12月18日「ふるさと納税制度」を提言</p>
	議会運営	<p>本会議における議論の質を高めるべく、一般質問の通告時に大綱と細目に加え、質問要旨を具体的に通告することとした。（平成26年第1回定例会から実施）</p>
	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにて、政務活動費の収支報告書を公開（平成25年度分から） ・ホームページにて、議長交際費を公開（平成26年度分から） ・ホームページにて、予算書等含む議案書を公開（平成26年第3回定例会から）
	政策条例の議員提案	<p>「きみつの地酒で乾杯を推進する条例」を議員提案で可決（H26.9.26議決、H26.10.1施行）</p>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・議会活動において幅広く活用できるよう議長車をセダンタイプからワンボックスタイプに変更。使用規程を設け、使用範囲と適切な管理・運用について、明確化を図る。（車両購入日・施行日：H26.7.2） ・社会経済情勢の変化や市民感覚に合致したものとなるよう議長交際費の支出基準に関し、支出区分の見直しを実施（H26.8.27施行）

年度	項目	内容
平成27年度	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットでの本会議録画配信を開始（平成27年第2回定例会から） ・特別委員会の調査報告書をホームページで公開（6月から） ・インターネットでの本会議生中継を開始（平成27年第3回定例会から） ・インターネットでの本会議中継について、スマートフォン・タブレット端末での視聴に対応（10月から） ・ホームページに視察の受け入れに関する項目を追加
	議会運営	本会議を除く会議において、説明員一覧を配布しないこととするなど、配布資料の見直しを実施
	政策提言	平成27年8月20日「小中一貫教育」を提言。
	政務活動費	年額36万円から24万円に減額（H27.9.28 条例改正）
	その他	・防災対策として、君津市議会における災害発生時の緊急連絡網を作成
平成28年度	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにて、政務活動費の四半期ごとの収支報告書最新分を公開（1月から） ・ホームページにて、議案に対する各議員の賛否を公開（平成29年第1回定例会から） ・ホームページにて、特別委員会及び先進地視察報告会の会議日時を公開（3月から）
	議会運営	陳情者及び請願者は、委員会において趣旨説明し、質疑に答える。やむを得ない理由により、出席できない場合は、議会運営委員会で協議の上、映像、音声その他のデータを提出すること等により、説明等があったものとみなす柔軟な対応ができるものとした。（議運内規・H28.12.20 改正）
	政策提言	平成28年8月29日「健康マイレージ制度」を提言
	友好交流 協定	議会活動のほか、市政に関するさまざまな分野においての意見交換や情報交換等を行うとともに、友好的な市民交流が促進されるよう働きかけることを目的に、埼玉県白岡市議会と友好交流協定を締結した。（H29.2.10）

	政務活動費	政務活動費支出マニュアルを改訂（H29. 1. 13 施行） 各種ポイント還元サービスで付与されたポイント、 預金利息についての取扱いを追加。
	会議録	会議録マニュアルを作成（H28. 8）
	その他	市議会主催による、高校生模擬議会を開催 （H28. 5. 27） 公職選挙法が改正され、選挙権が18歳まで引き 下げられたことを契機とし、本市では初開催となる、 現役高校生と現職市議会議員による高校生模擬議会 を開催する。市内高等学校に通学する高校生を対象 とし、本会議場で市議会議員が答弁する。
平成29年度	議会広報	議案に対する各議員の賛否を公開 （平成29年第1回定例会から・H29. 5. 1 発行分か ら）
	情報発信	・ホームページにて、政務活動費の収支報告に関す る領収書を公開 （平成29年度分から・H29. 11. 30 条例改正） ・ホームページにて、会派視察報告書を公開 （平成29年度分から）
	議会運営	・議会基本条例策定特別委員会を設置。（H29. 2. 21 設置） ・議会全員協議会を公式会議に位置づけ （会議規則・H29. 12. 6 改正）
	その他	市議会主催による2回目の高校生模擬議会を開催 （H29. 5. 26）
平成30年度	I C T 化	・各議員へタブレットを1台ずつ貸与（H30. 8. 17） それに伴い、紙通知やF A Xでの連絡を原則やめ、 連絡ツールをチャットアプリやメールで統一した。 紙資料については、議員に習熟度も確認しながら廃 止していくこととし、当初は併用とした。 ・タブレット貸与に伴い、使用基準を定めた。 （H30. 8. 17） ・紙資料について、本会議は議案書等一部資料を除 き、原則、紙資料を廃止することとした。本会議以 外の資料については希望者のみ配布することとし た（配布者は15名へと減少）。（H30. 11. 13 以降 の会議から実施）
	政務活動費	・タブレット貸与に伴い、政務活動費から支出して いた会派控室のW i - F i に要する通信料を私費か

		ら支出するよう見直した。(H30. 8. 1 から) ・政務活動費支出マニュアルを改訂(H30. 12. 1 施行) 宿泊時の食費の取扱いについて改正したほか、政務活動費の税制上の取扱いを追加。
	議会運営	傍聴規則を改正し、記載項目から年齢を削除するとともに、傍聴券への記載を任意とした。(H30. 5. 28 施行)
	その他	市議会主催による3回目の高校生模擬議会を開催(H30. 6. 27)
令和元年度	基本条例	令和元年第2回定例会最終日に、議会運営に関する最高規範であり、市議会の基本理念や運営の基本原則を規定した、「君津市議会基本条例」を議会基本条例策定特別委員会の発議により上程し、全会一致で可決。(R1. 6. 27 公布・R1. 10. 1 施行)
	ICT化	タブレット端末の有効活用による紙資料の取り扱いについて、君津市統計書や各種計画等について、各党派に1部ずつの配布としていた取り扱いから、タブレット端末での閲覧に変更。 紙資料については議会事務局と議会図書室に1部ずつ置く。
	議会広報	タブロイド判4ページ～8ページ(表裏4色・中面2色刷り)からA4判10ページ～16ページ(表裏4色・中面2色刷り)に変更。
	議会運営	防災対策基本条例等調査特別委員会を設置(R2. 2. 18設置)
	その他	君津市議会議員災害対応マニュアルを作成(R2. 4. 1 施行)
令和2年度	ICT化	・タブレット端末のWeb会議における活用 新型コロナウイルス感染防止対策により、議会だより編集委員会等で、Web会議を行った。
	政務活動費	・政務活動費支出マニュアルを改訂(R3. 4. 1施行) 講習会やセミナー等へ参加したときは、講習会参加報告書を作成することとした。
	議会運営	本会議や委員会への欠席事由(育児、看護、介護等)及び欠席期間(産前産後期間)の明文化や請願書の提出における押印規定の廃止。 (会議規則・R3. 3. 25改正)
令和3年度	ICT化	・ペーパーレス化のさらなる推進(紙資料配布者の減少) また、本会議の委員長報告について、従来は紙形式

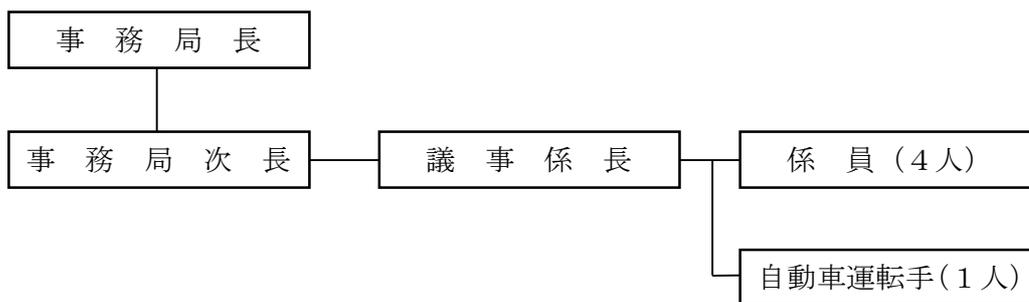
		によるものとしていたが、タブレット端末を活用した報告を可能とした。
	議会運営	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営に関する関係例規、様式等における押印廃止の推進。 ・公共交通調査特別委員会及び脱炭素社会調査特別委員会を設置（R3.12.17設置）
	その他	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、効率的な審査及び説明員の人数の削減に努めるため、決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会において、質問項目の事前通告制を導入した。（令和5年度まで実施）
令和4年度	議会運営	議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、「君津市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定した。（R5.4.1施行）
令和5年度	ICT化	各議員への連絡ツールをチャットアプリやメールからビジネスチャットツールに統一した。
	議会広報	議会だよりの文字をユニバーサルデザインフォントに変更。
令和6年度	ICT化	本会議、委員会における執行部の電子機器持ち込みを可とした。また、本会議での配布資料を原則としてデータ配信とした。
	議会運営	本会議での議員の呼称を「君」から「議員」に変更。

Ⅶ 議会事務局

1 所掌事務

- 議事係** 文書及び公印に関すること。
- 議員の身分、報酬及び共済に関すること。
- 議場その他議会関係各室の管理に関すること。
- 議長会等に関すること。
- 各種統計、資料の収集、市政一般及び諸法令の調査に関すること。
- 議会活動の広報に関すること。
- 規則等の制定及び改廃に関すること。
- 議会図書室の管理運営に関すること。
- 特別車の運行及び管理に関すること。
- 本会議及び委員会に関すること。
- 協議会、公聴会及びその他の会議に関すること。
- 議案、請願、陳情及び意見書等に関すること。
- 議決事項及び決定事項の処理に関すること。
- 会議録の調製及び編さんに関すること。
- その他議事運営に関すること。
- 事務局の庶務に関すること。

2 事務局体制



〒299-1192

千葉県君津市久保2-13-1

君津市議会事務局

TEL : 0439-56-1497 (直通)

FAX : 0439-56-1499

メールアドレス : gikai@city.kimitsu.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.kimitsu.lg.jp>